



「子育て世代の生命保険」 ～ライフイベントに合わせた保障額～



くりやまライフサポーター
応援ファイナンシャルプランナー (FP) 文：星 洋子 さん

Q：結婚したときに生命保険に加入しましたが、子どもが生まれたので見直しをしたいと思います。保障額の決め方や商品の選び方を教えてください。

A。子育て世代の保険加入の優先度第一位は死亡保障の生命保険です。世帯主の死亡など、万一のときに家族の生活費や特に大きな支出である住居費、子どもにかかるお金を備えることができます。

必要な保障額の考え方
子どもにかかるお金は大学までの教育費を目安にします。幼稚園から高校までが公立、大学は私立に進学する場合は平均的な教育費として子ども一人あたり一千万円程度です。留学や医療系大学などの進学といったプランがあるならその分を増額しましょう。

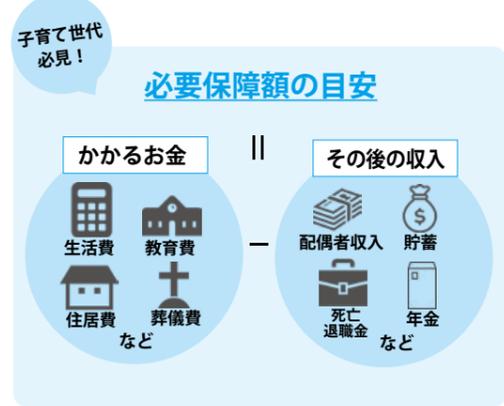
住居費はローン返済中の場合、加入している団体信用生命保険から返済されます。そのため、備えは住まいのメンテナンス費やリフォーム費を目安にします。

賃貸の場合はその後の住まいの家賃分が必要です。例えば家賃が月八万円なら、20年間で約二千万円です。

これらにかかるお金から配偶者のその後の収入と、公的遺族年金の受給額や勤務先の死亡退職金などを引き、保障額を決めます。

子どもの成長とともに保障額を減らす
子どもが成長するにつれ、かかるお金の総額も減ります。定期保険は子どもの独立までなど、必要な期間に必要な保障を備えるしくみで子育て世帯に合っています。中でも収入保障保険は定期保険の一つで、死亡保険金を年金のように定額で受け取ります。家計の管理がしやすく一般的な定期保険より保険料が割安です。

いつ解約しても必ずもらえる保険「貯蓄」
子どもが独立後は、子育ての備えは不要になります。卒業が近づくと家計のやりくりが甘くなり、安心して、かかるお金が減っても自分の老後や介護費用に備えましょう。貯蓄はいつ解約しても必ずもらえる保険です。



星 洋子 (ほし ようこ)
CFP®、1級FP技能士、1級D
プランナー、認定心理士、住宅ロ
ンアドバイザー。ライフプランを提
案する独立型FPとしてセミナー講
師、相談業務などを中心に活躍中。

用語解説

- ① 団体信用生命保険**
住宅ローン利用者が加入できる保険。利用者死亡などの時に住宅ローン残債分の保険金が受取人(銀行など)に払われる。
- ② 定期保険**
保障期間を定めた死亡保険。いつ受け取っても同額となり、保険料は掛捨てのため貯蓄型の終身保険よりも安い。
- ③ 収入保障保険**
死亡保険金を毎月や毎年など年金形式で受け取る定期保険。受取金の総額が保障期間終了に向かい徐々に減るため、一般的な定期保険より保険料が安い。



年末年始の業務お知らせ

休 業	一部営業	12/29	12/30	12/31	1/1	1/2	1/3	1/4	1/5	1/6	1/7	1/8
		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
栗山町役場 ☎ 72-1111 ※1								臨時開庁			日曜窓口	
継立出張所 ☎ 75-2111												
しゃるる・あさひ工房 ☎ 72-1117												
カルチャープラザ ☎ 73-3333												
スポーツセンター ☎ 72-6161												
いきいき交流プラザ ☎ 72-7889												
勤労者福祉センター ☎ 72-2529												
児童センター ☎ 72-0801												
栗山煉瓦創庫くりふと ☎ 76-9945												
南部公民館・継立図書室 ☎ 75-2111												
図書館 ☎ 72-6055												
改善センター・角田図書室 ☎ 72-6040												
開拓記念館・泉記念館 ☎ 72-6035												
環境センター(桜山)への自己搬入 ☎ 73-7511												
家庭ごみ・資源物収集 ☎ 73-7511												
町営バス ☎ 75-7512										滝下線のみ運行		滝下線のみ運行
デマンドバス ☎ 72-4745												
オオムラサキ館 ☎ 72-3000												
子育て支援センター「スキップ」☎ 72-1280												

※1 出生、死亡などの戸籍関係の届出は受け付けします(死亡届に伴う火葬許可証の発行は8:30~17:15まで)
12月29日(金)はシステム停止日のため、個人番号カードと電子証明書の発行や更新業務ができません。
1月7日(日)の日曜窓口は8:30~12:00までです(住民保健課住民グループ①番窓口のみ)。

1月4日(木)午前(8:30~12:00)に、役場の一部窓口を臨時開庁します。

- 今年度の年末年始にかぎり、1月4日(木)の8:30~12:00まで以下窓口を臨時開庁します。
- 住民保健課住民グループ(①番窓口 ☎ 73-7509) ~各種証明書交付(戸籍・住民票・印鑑証明など) 住所変更・戸籍届出、マイナンバーカード手続
 - 住民保健課国保グループ(②番窓口 ☎ 73-7508) ~健康保険証交付、各種受給者証・国民年金手続
 - 税務課課税グループ(⑦・⑧番窓口 ☎ 73-7505) ~各種証明書発行(課税証明、納税証明書など)
 - 出納室(☎ 73-7500) ~各種公金の収納(各種税、上下水道料金、公営住宅使用料など)